



平成31年4月5日

【照会先】

埼玉労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 馬場 一明

室 長 補 佐 千葉 直樹

(代表電話)048(600)6210

報道関係者各位

## 「平成 31 年度労働行政運営方針」を策定しました！

～ 働き方改革の推進のために ～

埼玉労働局（局長 木塚 欽也）は、今般、「平成 31 年度埼玉労働局労働行政運営方針」を策定しました。

今年度の労働行政運営方針では、働き手の確保と労働生産性の向上に向けて、失業なき労働移動の実現を進める一方で、平成 30 年 6 月に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 30 年法律第 71 号）の円滑な施行による長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善など働き方改革を推進し、魅力ある職場づくりを進めることにより、多様な人材が活躍できる社会の実現を目指します。

埼玉労働局では、地域の総合労働行政機関としての機能及び、国の機関として全国ネットワークを有する長所を発揮しつつ、計画的・効率的かつ地域に密着した行政を展開していくこととしており、労働行政運営方針の内容を、事業主をはじめ関係する方々に理解していただくため、「労働行政のあらまし」を作成し、あらゆる機会に周知していくこととしています。

なお、この労働行政のあらまきは、埼玉労働局ホームページに掲載しています。

[https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu\\_naiyou.html](https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou.html)